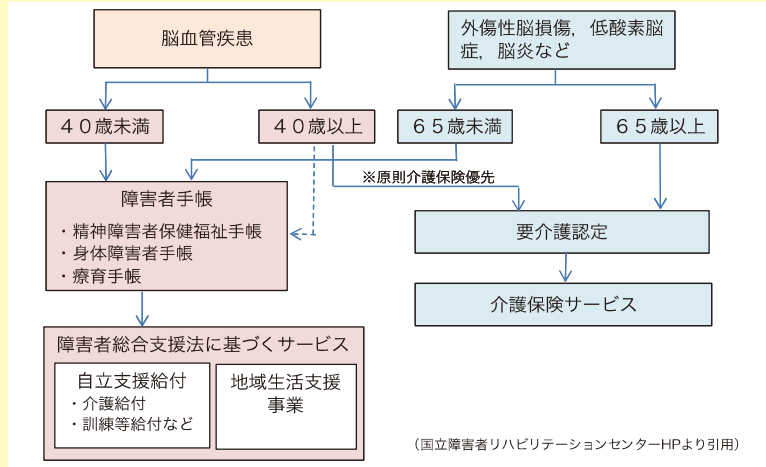


★高次脳機能障害と福祉・介護サービスについて



各地域での相談窓口はこちらです

○鹿児島県高次脳機能障害者支援協力病院

地域において高次脳機能障害に関する診断、治療、リハビリテーション、家族支援等を実施する医療機関です。

※支援協力病院につきましては、鹿児島県高次脳機能障害者支援センターまでお問い合わせください。

鹿児島県精神保健福祉センターホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.kagoshima.jp/ae14/kagoshima-mwhc.html>

○保健所

相談窓口	所在地	電話番号
指宿保健所	〒891-0403 指宿市十二町 301	0993-23-3854
加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原 2-1-1	0993-53-8001
伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-272-6301
川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3166
出水保健所	〒899-0202 出水市昭和町 18-18	0996-62-1636
大口保健所	〒895-2511 伊佐市大口里 53-1	0995-23-5103
始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7964
志布志保健所	〒899-7103 志布志市志布志町志布志 2-1-11	099-472-1021
鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬 2-16-6	0994-52-2124
西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表 7590	0997-22-1138
屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024
名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	0997-57-7243
徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149
鹿児島市保健所	〒892-8677 鹿児島市山下町 11-1	099-803-6929

鹿児島県 高次脳機能障害者支援センター のご案内

高次脳機能障害は、病気(脳血管疾患、脳症、脳炎など)や事故等によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態です。

高次脳機能障害は、複雑でわかりにくく、誰もが気づきにくい特徴を持っていますが、「高次脳機能障害」と診断されれば、精神障害者保健福祉手帳の申請や、障害福祉に関するサービス等を受けることができます。

県では高次脳機能障害者支援センターを設置し、ご本人やご家族の支援等を行っています。

＜鹿児島県高次脳機能障害者支援センターの事業内容＞

- ・高次脳機能障害者に対する専門的相談支援
- ・関係機関との支援ネットワークの充実
- ・高次脳機能障害者に対する正しい理解促進のための普及啓発、研修の実施

鹿児島県高次脳機能障害者支援センター (鹿児島県精神保健福祉センター)

住所：〒890-0021
鹿児島市小野1丁目1番1号
(ハートピアかごしま 2階)

相談日：毎週 火、木、金、(祝日除く)

専用電話：099-228-9568

時間：午前9時～正午
午後1時～午後4時
※来所相談は要予約

高次脳機能障害について

○原因はどういうものですか？

高次脳機能障害の多くは、交通事故等による外傷性脳障害や脳血管疾患及び低酸素脳症等が主な原因疾患となっています。

○高次脳機能ってなんですか？

言語、知覚の認知、記憶、注意、判断、情動など脳で営まれる様々な機能をいいます。

○高次脳機能障害ってなんですか？

高次脳機能（脳で営まれる様々な機能）がおかされた状態で、記憶の障害、注意障害、遂行障害、社会的行動障害などの認知障害を主な要因として、日常生活や社会生活への適応に障害をきたします。

記憶障害・新しいことを覚えられない
・同じ事を何度も繰り返し聞いてくる
・待ち合わせ時間に遅刻することが多い

注意障害・見落としが増えたり、細かいところに気づけない
・一つのことに集中できない、落ち着きがなくなる
・同時に複数の作業ができず、混乱しやすくなった
・半側空間無視

遂行機能障害・効率よく作業を進めることができない
・段取りをつけられず、行き当たりばったりの行動が増えた
・人に指示してもらわないと何もしない
・急な予定変更に対応できない

社会的行動障害・病識欠如(症状があるのにそれを認めない、自分が障害をもっていることに対する認識がうまくできない、他人のせいにする)
・感情のコントロールが苦手(些細なことで突然怒り出す)
・場に合った行動ができない、その場の空気を読めない
・後先考えずに思いついたことをしたり、言うてしまう

理解されにくい(気づきにくい)障害
といわれます。

社会福祉・公的支援

○精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)

精神障害にかかる初診日から6か月を過ぎると申請可能になります。手帳があると受けられるサービスがあります。(どのようなサービスが受けられるかはお住まいの市町村によって異なりますので、詳細は市町村窓口にお問い合わせ下さい)

○障害者総合支援法による障害福祉サービス

福祉施設の種類や利用の流れ等は地域によって違いがあります。最寄りの相談支援事業所や市町村窓口にお問い合わせ下さい。

利用できるサービス：ヘルパー、日中活動の場所（地域活動支援センター等）、福祉的就労（就労継続支援事業A型、B型）など

○障害年金

20歳以上65歳未満の方で障害が残った場合には、障害年金を受給できることがあります。ただし受給には条件（①診断を受けてから1年半以上経過していること②症状が一定の基準に該当すること③一定期間、年金の保険料を支払っていることなど）があります。

復職・就労と復学

普段の日常生活では気づかなかったことが、仕事を始めて気づく障害やうまくできないなど、限定された場面だけで症状が現れることがあります。

○復職と就労

身体の障害は少なく、見た目だけでは高次脳機能障害とわからない方の場合、症状を理解してもらえないために、なかなか働けないことがあります。本人の状態に合わせて業務内容や就労時間を調整することで、働けるようになることもあります。そのためには、本人の得意なことや苦手なこと、どのような配慮や支援があれば良いかを知ることが必要です。

復職に向けてサポートしてくれる機関に相談することをおすすめします。

○復学

復学する場合には、担任だけでなく、他の教職員や同級生にも協力を求めることが必要になることもあります。学校、医療機関、相談機関、保護者と連携して、支援の輪を作っていくことが大切です。

ひとりで
まずは
悩まずに
相談してみましよう